

# 平成28年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成29年3月24日（金）

午後2時から

場所：庁舎3階全員協議会室

## 1 開会

## 2 町長挨拶

## 3 議題

### 1) 瑞穂町の教育行政について

① 平成28年度 町の教育関連施策について (資料1)

② 平成28年度 教育委員会の施策について (資料2)

2) 瑞穂町総合教育会議要綱改正（案）について (資料3)

3) その他

## 4 閉会

### 【机上配布資料】

- 平成28年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第
- 平成28年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1 平成28年度 町の教育関連施策について
- 資料2 平成28年度 教育委員会の施策について
- 資料3 瑞穂町総合教育会議要綱改正（案）について

平成28年度 第2回総合教育会議 席次  
庁舎3階全員協議会室

入口

廊下

入口

町長  
石塚 幸右衛門

教育長  
鳥海 俊身

企画部長  
田辺 健

教育部長  
福井 啓文

事務局

事務局

教育委員長  
滝澤 福一

教育委員長  
職務代理者  
関谷 忠

教育委員  
村上 豊子

教育委員  
中野 裕司

傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

傍聴

## 平成 28 年度 町の教育関連施策について

### 1 通学路等防犯設備（防犯カメラ）運用状況について

#### 通学路

町内各小学校通学路、箱根ヶ崎駅西口広場に防犯カメラを設置済。

設置台数 42 台

- (内訳) 通学路 一小 8 台
- 二小 7 台
- 三小 7 台
- 四小 9 台
- 五小 8 台 計 39 台
- 箱根ヶ崎駅西口広場 3 台

#### 公園

27 年度以前に設置した松原中央公園（4 基）、さやま花多来里の郷（4 基）の他、平成 28 年度は、新たに町内 10 箇所の公園等に 10 基の防犯カメラを設置した。データについては 10 日間の保存。データは、内蔵ハードディスクに保存され保存容量を超えた時点で古いものから順次上書きされる。公園内で異常を発見した際に映像を確認する。

### 2 町内における犯罪等発生状況について

#### 犯罪発生件数

(単位：件)

年	発生 件数	凶悪犯	粗暴犯	侵入 盗犯	非侵入 盗犯	知能犯	風俗犯	その他	(参考) 福生署 管内
平成 28 年	327	2	12	17	246	7	0	43	1,692
平成 27 年	497	5	12	27	373	14	6	60	2,175
平成 26 年	512	4	30	25	371	10	11	61	2,438
平成 25 年	587	2	16	19	459	10	2	79	2,651

#### 防犯メール配信

1. 防犯情報（不審者情報、振り込め詐欺情報等）を登録者にメール配信
2. 配信情報

年度	配信回数（件）	備考
平成 28 年度	33	4/1～2/28 現在
平成 27 年度	34	
平成 26 年度	51	
平成 25 年度	44	

### 3 通学路における交通安全施設設置（改修）等の状況について

#### ●カラー舗装（平成 28 年度施工箇所）

町道 29 号線	駒形富士山 482～高根 640 延べ延長 326.5m 面積 48.98 m <sup>2</sup>	第三小学校
町道 707 号線	二本木 536～二本木 538 延べ延長 306.4m 面積 91.92 m <sup>2</sup>	第三小学校
町道 973 号線	南平 2 丁目 31～むさし野 1 丁目 1 延べ延長 87.4m 面積 26.22 m <sup>2</sup>	第四小学校
町道 974 号線	南平 2 丁目 26～南平 2 丁目 31 延べ延長 222.6m 面積 66.78 m <sup>2</sup>	第四小学校
町道 229 号線	殿ヶ谷 891～殿ヶ谷 889 延べ延長 82.3m 面積 24.69 m <sup>2</sup>	第五小学校
町道 230 号線	殿ヶ谷 874～殿ヶ谷 897 延べ延長 175.4m 面積 52.62 m <sup>2</sup>	第五小学校
町道 424 号線	殿ヶ谷 777～殿ヶ谷 941 延べ延長 738.2m 面積 167.72 m <sup>2</sup>	第五小学校

#### ●LED道路照明灯（平成 28 年度施工箇所）

殿ヶ谷・石畑・箱根ヶ崎地区の一部の道路照明灯を、LED道路照明灯に交換。271 基交換。

#### ●道路反射鏡（カーブミラー）の点検及び清掃を、瑞穂町交通安全推進協議会へ委託（920 本／年 3 回実施）。

その他、福生警察署、教育委員会、道路管理者とで、毎月通学路の安全点検を実施し、危険箇所への看板、ポストコーン、ガードパイプ等の設置を行っている。引き続き、児童・生徒が安全に通学できるよう改善していく。

### 4 瑞穂町海外留学奨学資金等支給状況について

#### 平成 28 年度支給実績

「瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例」に基づき、積極的に海外の学校で学芸や技能を修得しようとする青少年に対し、奨学資金と渡航費用の一部を支給し、国際的な視野に

立ち、町及び社会に貢献する人材の育成を行った。

ア 第1期 申請期間 平成28年6月1日～6月30日

申請件数	支給決定件数	支給額
1件	1件	1,500,000円

※留学先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州立大学サンディエゴ校  
社会学部 経済と社会学科

イ 第2期 申請期間 平成29年1月4日～1月31日

応募者なし

## 平成28年度 教育委員会の施策について

## 1 平成28年度教育委員会予算における重点事業等について

教育委員会の主な事業を新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分し事業を推進しています。(別紙参照)

区 分	新規事業	重点事業	レベルアップ事業	合 計
教 育 課	7	10	0	17
指 導 課	0	13	1	14
社会教育課	2	16	0	18
図 書 館	1	12	0	13
合 計	10	51	1	62

出典：平成29年2月教育委員会定例会資料

## 2 平成28年度教育委員会の主要施策について

※【 】は、別紙1の番号です。  
※決算額は決算見込額です。

## ソフト事業

## (1) 教員の授業力の向上

〔事業目的及び概要〕

これからの時代を担う子どもたちを育成するためには、教員の教科指導、生活指導や児童・生徒理解に関する質の高い指導力が一層求められます。特に、町の教育課題である児童・生徒の「学力向上」を図るためには教員の授業力向上は必須であることから、各校を研究指定校として位置付けるなどの支援を行っています。

〔事業進捗状況〕

## ア 校内研修事業

全校を瑞穂町教育委員会研究推進校として指定するとともに、各校が3年に1度、研究発表会を開催し広く研究の成果を発信

※28年度研究発表校 三小、瑞中

## イ 町教育研究会

次期学習指導要領を踏まえた小学校教員と中学校教員の共同研究

## ウ 学力向上推進委員会

校長・副校長等による学力向上の推進(年3回)

## エ 年次研修

経験に応じた研修による教員の育成

## オ 外部研修会・研究発表会

東京都教職員研修センター主催の研修や都内先駆的な研究発表会への参加

## カ 指導課の訪問指導

指導担当主幹、指導主事の学校訪問による指導・助言

## (2) フューチャースクール（小・中学生）の実施【No.18】

### 〔事業目的及び概要〕

町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を実施することにより、子供たちに学ぶ習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの子供が自らの目標を達成できる学力の向上を目指します。

### 〔事業進捗状況〕

#### ア 小学生

- ①期間 平成28年8月～平成29年3月 各校20回実施
- ②委託先 代々木進学ゼミナール
- ③契約額 2,000,000円
- ④参加者 151人（参加率47%）

#### イ 中学生

- ①期間 平成28年6月～平成29年3月 各校20回実施
- ②委託先 明光義塾（瑞中）、スクールIE（二中）
- ③契約額 8,000,000円
- ④参加者 306人（参加率38%）

## (3) ふるさと学習「みずほ学」の推進

### 〔事業目的及び概要〕

ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成します。同時に、次期学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上に繋げていきます。

### 〔事業進捗状況〕

#### ア スケジュール

- ▷ 平成28年12月 ふるさと学習「みずほ学」策定
- ▷ 平成29年3月 各校で推進プランを作成
- ▷ 平成29年4月  
～平成30年3月 各校で推進プランを実施

#### ウ その他 別紙2参照

## (4) 「みずほあったか先生」キャンペーン

### 〔事業目的及び概要〕

子供の人権を尊重し、一人ひとりに寄り添った指導を行うことを趣旨としたキャンペーン「みずほあったか先生」を瑞穂町公立小中学校校長会と共に推進しています。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 小・中学校のすべての教室に標語ポスターを掲出しました。
- イ 各種広報媒体（みずほの教育、町ホームページ等）を使いキャンペーンをPRしています。
- ウ チラシを作成し、小・中学校すべての保護者へ配布・PRしました。
- エ 青少年問題協議会の会議で趣旨説明とPRを行いました。

## (5) 中学生「東京駅伝」大会への参加【No. 26】

### 〔事業目的及び概要〕

大会は、東京都教育委員会の主催により中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として開催されています。今年で8回目の開催となりますが、町村で唯一、瑞穂町が1回目から出場しています。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 開催日 平成29年2月5日
- イ 場所 味の素スタジアム・都立武蔵野の森公園
- ウ 対象 中学2年生
- エ 出場 23区、26市と瑞穂町の計50チーム
- オ 結果 女子38位（平成27年度 50位）  
男子50位（平成27年度 50位）  
総合49位（平成27年度 50位）
- カ その他 ▷ 今年から瑞穂町陸上連盟の協力をいただき、選手選考会や大会会場での試走会を開催しました。

## (6) 青少年国際交流事業（派遣団受け入れ）【No. 33】

### 〔事業目的及び概要〕

姉妹都市間の交流を深めると同時に、中学生等の国際感覚を養うことを目的に米国カリフォルニア州モーガンヒル市から派遣団を受け入れました。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 期間 平成28年7月12日～平成28年7月22日
- イ 人数 中学生8人、同行者2人 合計10人
- ウ 決算額 1,180,259円

## (7) こどもフェスティバルの開催【No. 35】

### 〔事業目的及び概要〕

フェスティバルは、親子とのふれあいや異年齢・異世代間の交流とともに、地域との交流の場を提供することを目的に開催しています。平成28年度で開催10回を迎えました。

### 〔事業進捗状況〕

- ア 開催日 平成28年10月23日
- イ 場所 瑞穂ビューパーク競技場・スカイホール
- ウ 参加者 約3,500人
- エ 決算額 1,634,974円
- オ その他 ▷ 10回を記念してミニSLを運行しました。  
▷ 各種団体の演技等の発表を従来のスカイホール大ホールから屋外特設ステージへ変更しました。

## (8) 地域資料 図書館・資料館連携事業【No. 50】

### 〔事業目的及び概要〕

図書館振興財団助成金を活用して、図書館と資料館が連携した地域資料活用事業を実施しました。画像認証技術を使い資料館内の航空写真（10m×10m）に館内専用端末をかざすだけで、その地点の懐かしい過去の写真や音声等が視聴できるシステムを構築しました。

### 〔事業進捗状況〕

ア 公開日 平成29年3月12日

イ 契約額 4,188,000円

ウ その他 ▷ 平成29年3月12日

公開記念講演会 「最強生物クマムシを知ろう」

講師 クマムシ博士 堀川大樹 氏

▷ 平成29年度も同財団の助成金を確保し、画像認証技術を活用した事業を計画（3年連続採択は日本初）

## (9) ふるさとづくり推進事業（郷土文化）【No. 62】

### 〔事業目的及び概要〕

町の豊かな自然や美しい景観、先人たちが築いた文化や歴史などの貴重な財産や観光資源など、町を再発見するための資料を町民と協働で作成します。

### 〔事業進捗状況〕

ア 内容 平成27年度 歴史編（図書館）、観光編（産業課）の教則本作成と自然編（図書館）の基礎調査  
平成28年度 自然編の残りの調査及び教則本の作成、ふるさと学習「みずほ学」との連携調整等

イ 契約額 2,443,000円

ウ その他 ▷ 今後、ふるさとづくりを推進するコーディネーター育成のために「みずほ塾」（仮称）を創設し、瑞穂検定（仮称）を実施します。

## (10) 瑞穂町自然保護等指針

### 〔事業目的及び概要〕

町の自然環境の保全、外来種の駆除と在来種の保護や狭山丘陵とその周辺の里山環境の保全・整備、また、象徴的植物や各種記念樹の植樹などを体系的に整理する指針を策定し推進しています。

### 〔事業進捗状況〕

ア 内容 平成27年度 指針策定

平成28年度 各課が行っている自然保護等指針に関連する事業の調査

ウ その他 ▷ プロジェクトチームを立ち上げ定期的に事業の検証を行います。

▷ 各課への事業実態調査を毎年実施します。

(11) 四小・二中校庭芝生化事業【No. 7・No. 9】

〔事業目的及び概要〕

校庭芝生化により児童・生徒の体力向上及びケガの予防や緑化によるヒートアイランド現象の抑制、また、芝生の維持管理をとおして児童・生徒・保護者・地域の方々によるコミュニティーの活性化を図ります。

〔事業進捗状況〕

ア 四小

①工 事

▷ 期 間 平成28年6月3日～平成28年11月11日

▷ 契約額 70,740,000円

②工事監理委託

▷ 期 間 平成28年6月3日～平成28年11月11日

▷ 契約額 3,348,000円

③その他

▷ 芝開き式典 平成28年10月15日

イ 二中

①設計委託

▷ 期 間 平成28年6月27日～平成29年2月10日

▷ 契約額 3,348,000円

(12) 三小・二中水飲栓直結化事業【No. 8・No. 10】

〔事業目的及び概要〕

快適な教育環境整備の一環として、東京都水道局が推進している小・中学校の水飲栓直結給水モデル事業を活用し、受水槽を通さずに児童・生徒が安心でおいしい水道水を飲めるよう、事業を推進します。

〔事業進捗状況〕

ア 三小

①工 事

▷ 期 間 平成28年6月14日～平成28年9月16日

▷ 契約額 19,872,000円

②工事監理委託

▷ 期 間 平成28年6月14日～平成28年9月16日

▷ 契約額 1,296,000円

イ 二中

①工 事

▷ 期 間 平成28年7月11日～平成28年10月11日

▷ 契約額 23,382,000円

②工事監理委託

▷ 期 間 平成28年7月11日～平成28年10月11日

▷ 契約額 1,512,000円

(13) 中央体育館及び武道館耐震補強事業【No.41・No.42】

〔事業目的及び概要〕

体育施設を安全で快適に使用するため、老朽化した施設の耐震補強工事を行います。

〔事業進捗状況〕

ア 中央体育館

①工 事

▷ 期 間 平成28年5月30日～平成28年10月28日

▷ 契約額 24,300,000円

②工事監理委託

▷ 期 間 平成28年5月30日～平成28年10月28日

▷ 金 額 4,644,000円

イ 武道館

①工 事

▷ 期 間 平成28年11月28日～平成29年3月31日

▷ 契約額 31,752,000円

②工事監理委託

▷ 期 間 平成28年11月28日～平成29年3月31日

▷ 契約額 5,230,000円

## 平成28年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧

No	事業区分	事業名	課・館
1	新規	一小プールろ過機取替工事	教育課
2	新規	一小屋上防水工事	
3	新規	一小・二小防犯カメラ設備更新工事	
4	新規	二小除湿温度保持機能復旧事業（設計）	
5	新規	四小音声調整卓等更新工事	
6	新規	瑞中除湿温度保持機能復旧事業（設計）	
7	新規	二中校庭芝生化事業（設計）	
8	重点	三小水飲栓直結化事業（工事・監理）	
9	重点	四小校庭芝生化事業（工事・監理）	
10	重点	二中水飲栓直結化事業（工事・監理）	
11	重点	学校施設の修繕	
12	重点	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	
13	重点	教育委員会ホームページ及び「みずほの教育」の充実	
14	重点	高等学校等入学時奨学金	
15	重点	就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給	
16	重点	学校保健の充実 （学校医等の委嘱、児童・生徒健康診断の実施、精密検査該当者への交通費支給、学校管理下の児童・生徒の負傷等に必要な給付）	指導課
17	重点	幼稚園児保護者の負担軽減等に関する事業	
18	レベルアップ	学力の向上（学習サポーターの配置、補習の実施、漢字・英語検定の実施）	
19	重点	学校図書館の充実（図書購入、学校図書館司書の配置）	
20	重点	教育相談の充実（教育相談員の配置、心理検査の実施、相談員の研修、適応指導教室の充実、家庭と子供の支援員の配置）	
21	重点	特別支援教育の充実（教育支援補助員・特別支援学級介助員の配置、巡回相談・専門家チーム派遣の実施、言語相談の実施、通級支援委員会・就学支援委員会の開催）	
22	重点	安全教育の充実（教職員の救命講習の受講）	
23	重点	外国語（英語）・外国語活動の充実（ALTの派遣）	
24	重点	日本の伝統文化の理解教育の推進（茶道教室の実施）	
25	重点	豊かな心の育成（演劇鑑賞教室の実施、音楽鑑賞教室の実施、栽培活動の実施）	
26	重点	体力の向上（体力調査の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加、水泳指導補助員の配置）	
27	重点	学校評価の充実（第三者評価の実施）	
28	重点	部活動の充実（外部指導員の配置、大会等の参加費・旅費の補助）	
29	重点	ICT環境の整備（教育用コンピュータの借上、教育用コンピュータソフトの借上）	
30	重点	学校事務の支援（臨時職員の配置）	
31	重点	教職員の健康診断の実施（循環器、結核、消化器、婦人科検診）	

No	事業区分	事業名	課・館	
32	重点	スカイホール主催事業	社会 教育 課	
33	重点	青少年国際交流事業（モーガンヒル市からの受入）		
34	重点	住民提案型協働事業の充実		
35	重点	こどもフェスティバルの開催		
36	重点	放課後子ども教室の実施		
37	重点	成人式の開催		
38	重点	体験事業の実施（ジュニアリーダー養成講座）		
39	重点	青少年の主張意見発表会の実施		
40	重点	子ども会連合会や地区青少年委員協議会への支援		
41	新規	武道館耐震補強等工事		
42	新規	中央体育館耐震補強工事		
43	重点	長岡トレーニングルーム管理運営業務		
44	重点	総合型地域スポーツクラブ運営支援		
45	重点	スポーツ・レクリエーション振興計画の推進		
46	重点	社会体育事業の実施（残堀川ウオーキング、町民体育祭）		
47	重点	スポーツ推進委員主管事業の実施 （狭山丘陵ウオーキング、町民ハイキング、新年歩こう会、ニュース スポーツ教室他）		
48	重点	体育協会への事業委託（各体育施設の維持管理）		
49	重点	体育協会への事業委託 （総合体育大会、小学生スキー教室、駅伝競走大会）		
50	新規	地域資料図書館・資料館連携事業等委託		図 書 館
51	重点	図書館協議会の運営		
52	重点	貸出体制の充実		
53	重点	図書資料の充実		
54	重点	施設の維持管理		
55	重点	小・中学校の読書活動への支援		
56	重点	指定文化財保存、管理		
57	重点	耕心館管理運営		
58	重点	郷土資料館管理運営		
59	重点	埋蔵文化財包蔵地内等試掘調査補助金対象事業の実施		
60	重点	郷土の歴史に関する講座の開催		
61	重点	収蔵文化財の保存、活用		
62	重点	ふるさとづくり推進事業（郷土文化）の実施		

29 重点施策「ふるさと教育の推進」

# ふるさと学習「みずほ学」

体験

思考

創造

協働

追究

表現

瑞穂町教育委員会教育部指導課

第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）に基づき、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる児童・生徒を育成します。

**地域を知り 地域とかわり 地域で学び 地域でできることをする**

## みずほ学

- ① 「知る」学び…地域の自然・文化・歴史の探究
- ② 「かわる」学び…地域との交流(出会いから出愛へ)
- ③ 「する」学び…地域で「私にできること」の実践

- ◇ 各学校で「ふるさと学習『みずほ学』推進プラン」を作成し、特色ある教育活動を推進します。
- ◇ 「まちの先生（ゲストティーチャー）」の発掘・活用をし、体験しながら学びを深めます。

### ふるさと学習「みずほ学」で学べること(例)

#### 「知る」学び

**【自然】「瑞穂町自然保護等指針」の活用**

- 小動物・野鳥の学習
- 植物の観察学習
- ニホンイシガメの飼育
- エコパークでの学習

**【伝統・文化・歴史】**

- 東京多摩だるまの学習
- 村山大島紬の学習
- 町の歴史学習
- 瑞穂町歌の学習

**【資料を基にした学習】**

- 瑞穂町ふるさと図鑑(歴史編)の活用
- 瑞穂町ふるさとガイド(観光編)の活用
- 瑞穂町ふるさとガイド(自然編)の活用

**【地域産業】**

- 狭山茶(茶摘み・茶もみ)の学習
- シクラメン栽培・鑑賞
- 牧場での学習  
(搾乳体験・動物とのふれあい体験)

#### 「かわる」学び

**【地域の方との交流】**

- 瑞穂音頭の学習(全小)
- 聞く・受け継ぐ「語り部」学習
- 昔遊びの学習
- 給食交流
- 日本の文化の学び

**【国際交流】**

- 米軍横田基地との交流
- モーガンヒル市(米国)との交流

**【企業・高校等との連携】**

- 地域企業(IHI)宇宙の学習
- 農芸高校との交流

**【キャリア教育】**

- 職場体験学習(全中)

**【異学年等交流】**

- 縦割り班活動
- みんな友達学習(障がい者理解学習)

#### 「やる」学び

**【福祉】**

- 認知症理解学習(認知症サポーター)

**【まちづくり】**

- 春・秋の街路樹等花植え活動(全小)
- 地域清掃活動

**【命を守る】**

- 救命救急講習
- 自他の命を大切にする学習
- 病気の予防・健康学習

**【安全・安心】**

- 地域における災害時の安全学習
- 地域安全マップづくり

**【地域人材(まちの先生)】**

- 保護者等教育ボランティア
- 地域に詳しい方(専門家等)
- 地域の高齢者
- 地域の職場の方
- 町行政(図書館・けやき館・社会教育課・企画課・建設課・高齢課等)
- 等

## 瑞穂町総合教育会議要綱改正（案）について

瑞穂町総合教育会議要綱（改正前）

〔平成 27 年 8 月 6 日〕  
瑞穂町総合教育会議告示第 1 号

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 会議は、法第 1 条の 4 第 1 項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

（組織）

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第 4 条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

（副町長等の出席）

第 5 条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者の出席を求めることができる。

- （1）副町長
- （2）企画部長
- （3）教育部長

（会議の公開）

第 6 条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、又は会議の公正が害されるおそれがあると

認める場合その他公益上必要があると認める場合で、町長又は教育委員会の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

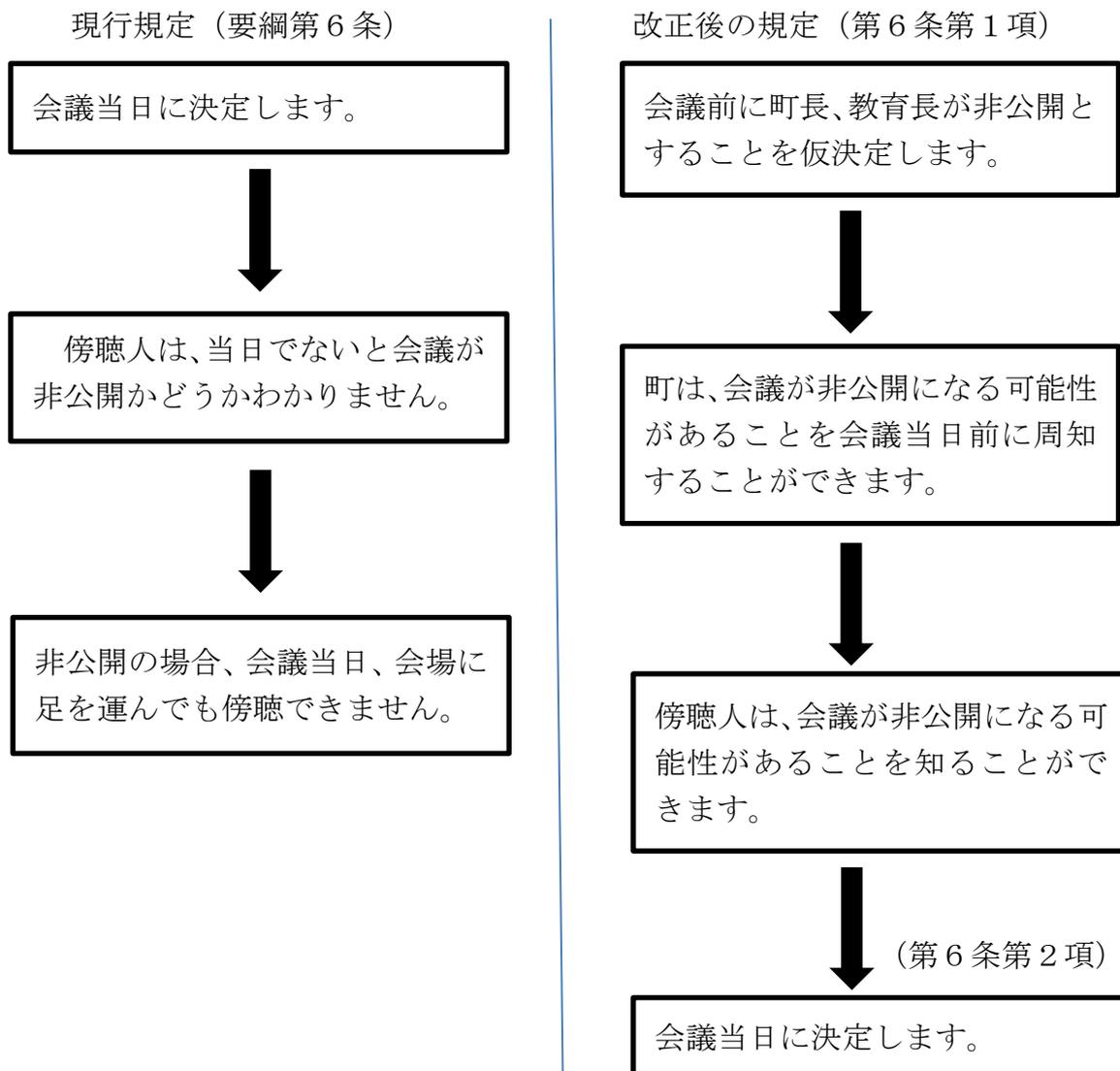
この告示は、告示の日から施行する。

## 要綱改正に係るフローチャート

### 要綱第6条

**※原則、会議は公開とします。**

#### 会議非公開となった場合



## 瑞穂町総合教育会議要綱の一部を改正する告示

瑞穂町総合教育会議要綱（平成27年瑞穂町総合教育会議告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「会議」という。）」を「（以下「総合教育会議」という。）」に改める。

第2条及び第3条中「会議」を「総合教育会議」に改める。

第4条第1項、第2項及び第3項中「会議」を「総合教育会議の会議」に改める。

第5条中「職にある者の」を「職にある者に総合教育会議の会議に」に改める。

第6条を次のように改める。

（会議の公開）

第6条 総合教育会議の会議は、法第1条の4第6項の規定により、公開する。ただし、町長及び教育長があらかじめ協議して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- （1）個人の秘密を保つ必要がある事項を協議するとき。
- （2）総合教育会議の会議の公正が害されるおそれがある事項を協議するとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、公益上非公開とする必要がある事項を協議するとき。

2 前項ただし書に規定する協議の結果は、公開しないと決定した事項を協議する総合教育会議の会議の始めに、町長が出席した教育委員会委員に発議し、その4分の3以上の多数で公開すべきと議決したときは、当該会議を公開する。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合教育会議の会議の日に協議事項が第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認める場合において、出席構成員の発議により、その3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

第7条中「、会議」を「、総合教育会議の会議」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書及び第3項の規

定により公開しないと決定した事項に係る会議録は、公表しないものとする。

第8条及び第9条中「会議」を「総合教育会議」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における改正後の第4条第2項ただし書及び第6条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会委員」とあるのは「教育委員会委員（教育長を除く。）」とする。

瑞穂町総合教育会議要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>総合教育会議</u>は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整(以下「協議等」という。)を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>総合教育会議</u>は、町長及び教育委員会をもって構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 <u>総合教育会議の会議</u>は、町長が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>総合教育会議の会議</u>は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで<u>総合教育会議の会議</u>を開くことができる。</p> <p>3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して<u>総合教育会議の会議</u>の招集を求めることができる。</p> <p>(副町長等の出席)</p> <p>第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者に<u>総合教育会議の会議</u>に出席を求めることができる。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(会議の公開)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>会議</u>は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整(以下「協議等」という。)を行う。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>会議</u>は、町長及び教育委員会をもって構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 <u>会議</u>は、町長が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>会議</u>は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで<u>会議</u>を開くことができる。</p> <p>3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して<u>会議</u>の招集を求めることができる。</p> <p>(副町長等の出席)</p> <p>第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者の<u>出席</u>を求めることができる。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(会議の公開)</p>

第6条 総合教育会議の会議は、法第1条の4第6項の規定により、公開する。ただし、町長及び教育長があらかじめ協議して、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1)個人の秘密を保つ必要がある事項を協議するとき。

(2)総合教育会議の会議の公正が害されるおそれがある事項を協議するとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、公益上非公開とする必要がある事項を協議するとき。

2 前項ただし書に規定する協議の結果は、公開しないと決定した事項を協議する総合教育会議の会議の始めに、町長が出席した教育委員会委員に発議し、その4分の3以上の多数で公開すべきと議決したときは、当該会議を公開する。

3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合教育会議の会議の日に協議事項が第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認める場合において、出席構成員の発議により、その3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、総合教育会議の会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書及び第3項の規定により公開しないと決定した事項に係る会議録は、公表しないものとする。

(意見の聴取)

第8条 総合教育会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、又は会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認める場合で、町長又は教育委員会の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における改正後の第4条第2項ただし書及び第6条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会委員」とあるのは「教育委員会委員(教育長を除く。)」とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育部教育課において処理する。